

平成24年度

施策評価マネジメントシート(平成23年度の実績評価)

記入年月日

平成 24 年 6 月 15 日

施策No.	政策名	安心と安らぎのある健康福祉社会づくり	主管課	社会福祉課	主管課長名	長堀 イツ子
205	施策名	生活困窮者の自立支援	関係課			

1. 施策の目的と成果把握

目的	施策の対象	対象指標名	単位	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	生活困窮者	①桜川市人口		人	見込値			45,122	44,571	44,020	43,469	42,920
実績値					46,575	45,673	45,105					
②生活保護世帯数			世帯	見込値			200	208	216	225	236	246
				実績値	166	191	209					
③生活保護人数			人	見込値			240	247	255	260	270	277
				実績値	195	230	249					
的	施策の意図	成果指標名	単位	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	最低限の生活保障と自立の助長	①生活保護受給世帯から自立した世帯数	件	目標値			7	7	7	7	7	7
実績値				3	4	9						
②生活保護被保護実人員(住民千人当たり)		人	目標値			5.3	5.5	5.7	5.9	6.1	6.3	
			実績値	4.2	5.1	5.6						
③生活保護費		千円	目標値			370,966	379,166	387,366	395,566	403,766	411,966	
			実績値	297,445	362,766	383,842						
			目標値									
			実績値									
成果指標設定の考え方		<p>○制度の趣旨は、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施であるが、多大な財政負担を考えれば、生活保護から自立できることも施策の目標となる。①「生活保護から自立した世帯数」で把握できる。自立した世帯数については、就業、年金受給、被扶養等によって廃止になった世帯数。</p> <p>○制度の趣旨は、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施であることから、②「実人員」と③「生活保護費」の増減を指標とした。</p>										
成果指標の把握方法と算定式等		<p>○生活保護世帯数・生活相談件数・生活保護費は、社会福祉課保護係で把握。</p> <p>○生活保護被保護実人員は、千人当たりの常住人口に対する保護者数。「保護月報3月」より把握、3月末分については参入されない。人口が減少傾向にあるため、率は上昇傾向にあるが、他自治体との比較に必要)</p>										

2. 施策の役割分担と状況変化

役割分担	1) 住民(事業所、地域、団体)の役割(住民や地域、行政と協働でやるべきこと)	2) 行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民自ら就労意識を高め、安定した生活向上に努める。</li> <li>○援助を必要とする人々を地域で支える。</li> <li>○地域福祉の考え方に対する認識と理解に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護制度による生活困窮者の最低限度の生活保障をする。</li> <li>○生活保護制度の適正運営を図るため、不正受給の防止に努めるとともに、被保護者の自立支援を図る。</li> </ul>
状況変化	3) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?	4) この施策に対して住民、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国からは、生活保護の申請者の意思を尊重するようにとの指導がある。</li> <li>○長引く景気低迷で今後も生活保護人員は増えると考えられる。</li> <li>○高齢化の進行、核家族化による高齢単身世帯の増加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護者に対する住民の厳しい目がある。</li> </ul>

3. 基本事業の目的と指標

基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
① 相談体制の充実	生活困窮者	相談体制が充実している	相談件数のうち解決の方向性が見いだせた割合	実績値 %	46.2	39.5					
② 自立の支援	生活保護受給者	自立・就労の機会が得られる	生活保護受給世帯から自立した世帯数	実績値 世帯	4	9					
③ 生活保護制度の認定とその準用	生活保護受給者	最低限の生活を保障される	生活保護率(生活保護受給者人数/常住人口)	実績値 %	5.1	5.6					
④				実績値							

4. 施策のコストの実績(施策を構成する事務事業シートより積算)

項目	単位	22年度実績	23年度実績	24年度予算
①本施策を構成する事務事業の数	件	6	6	6
②施策事業費(一般財源以外)	千円	284,503	300,124	338,433
③施策事業費(一般財源)	千円	84,602	91,225	108,385
④施策事業費の計(②+③)	千円	369,105	391,349	446,818
⑤施策人件費(事務事業の人件費合計)	千円	29,382	22,815	
⑥ 計 (④+⑤)	千円	398,487	414,164	446,818

5. 施策に関連する主要事業等

区分	事務事業名	摘要
事務事業	生活保護事業(訪問・指導)	H24年度優先度評価上位、H23年度貢献度評価成績上位
事務事業	生活保護事業(保護費支給事業)	H24年度優先度評価上位、H23年度貢献度評価成績上位

施策番号	205	施策名	生活困窮者の自立支援	主管課	社会福祉課
------	-----	-----	------------	-----	-------

6. 施策の成果水準とその背景・要因

1)-①現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した	<input checked="" type="checkbox"/> 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)
	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば低下した	<input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した	
背景・要因	<p>・平成23年度は、申請件数が49件、保護開始件数が42件、廃止件数が24件で保護世帯18件の増加となった。23年度の保護開始世帯は、稼働年齢層における世帯が10世帯で、高齢者世帯は18世帯、その半数は無年金者である。他に傷病者世帯10、障害者世帯2、母子2世帯が保護開始となった。</p> <p>・保護廃止世帯は、就労により自立した世帯4世帯、手持金等の増や措置替えて自立した世帯が5世帯で、死亡が9世帯、転出等7世帯であった。</p> <p>・保護費の支出は、保護世帯・保護人員の増加に伴い、生活扶助費が前年比108%、住宅扶助費が前年比126%、介護扶助費が136%の伸びで、医療扶助費については、昨年比99%とほぼ横ばいであった。扶助費全体では約21,076千円(前年比106%)の増額となった。</p> <p>・昨年度から継続している住宅手当緊急特別措置事業においては、13世帯に対し支給を行い、就職により1世帯が自立した。</p> <p>・生活保護被保護費(住民千人当たり)は、21年度4.2%、22年度5.1%、23年度5.6%と徐々に上昇している。その要因は、長引く景気低迷や高齢化の進行、核家族化による高齢単身世帯の増加などで、今後も生活保護人員は増えると考えられる。</p>		

1)-②成果目標の達成状況

実績比較	<input type="checkbox"/> 目標値を大きく上回った	<input type="checkbox"/> 目標値のすべてが上回った	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を上回った
	<input type="checkbox"/> 目標値どおりの成果であった	<input checked="" type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を下回った	<input type="checkbox"/> すべての成果指標で目標値を下回った
背景・要因	<p>・①生活保護受給世帯から自立した世帯数の23年度目標値は7件に対して9件と2件上回っている。</p> <p>・②生活保護被保護費(住民千人当たり)の23年度目標値は5.3%に対して5.6%と0.3ポイント下回っている。</p> <p>・③生活保護費の23年度目標値は、370,966千円に対して、383,842千円と12,876千円多く支出しているので、目標値に対して下回っている。</p>		

2)他団体との比較(近隣市町、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりかなり高い水準である	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりどちらかといえば高い水準である	<input type="checkbox"/> 他の自治体とほぼ同水準である
	<input checked="" type="checkbox"/> 他の自治体よりどちらかといえば低い水準である	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりかなり低い水準である	
背景・要因	<p>・平成20年9月以降の経済危機による失業者の増大で、経済は現在も厳しい状況が続いている。</p> <p>・生活保護被保護費(住民千人当たり)は、国(平成21年13.8人が平成22年12月で15.6人、平成23年12月で16.3人)、茨城県(平成21年6.6人平成23年3月で8.0人、平成24年3月で8.5人)ともに増加している。県内上位の市町村は、大洗町17.4人、水戸市19.8人、大子町13.2人である。桜川市は21年度4.2人、22年度5.1人、23年度5.6人で、県平均に比べ保護率は低い伸び率は3月108.3%で県平均の105.6%を上回っている。</p>		

3)住民の期待水準との比較(住民の期待よりも高い水準なのか、同程度なのか、低いのか、その他の特徴は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりかなり高い水準である	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりどちらかといえば高い水準である	<input checked="" type="checkbox"/> 市民の期待とほぼ同水準である
	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりどちらかといえば低い水準である	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりかなり低い水準である	
背景・特徴	<p>・生活保護相談件数は、年々多くなっていることから、低所得者への支援の期待が高まっている。景気の低迷が続いていること、核家族になって高齢者の単身世帯が増えていること、扶養意識の変化等が要因と思われる、セイフティネットとしての生活保護の期待はますます高まっている。</p> <p>・総合計画策定時のアンケートの結果では、優先度は平均より低く、満足度も平均より低い要注意項目となっている。</p>		

7. 施策の成果実績に対しての、これまでの主な取り組み(事務事業)の総括

前年度の取組状況と課題	<p>23年度では、生活保護受給者に対して、最低限の生活を保障されることを重点的におこなった。</p> <p>・事務事業貢献度評価結果では、施策の成果向上に貢献した事務事業は、「生活保護事業(訪問・指導)」、「生活保護事業(保護費支給事業)」、「住宅手当緊急特別措置事業」であった。</p> <p>・「生活保護事業(訪問・指導)」は生活困窮者の保護の相談・保護受付業務、保護費の支給業務、保護世帯の訪問・調査活動があり、制度の適正運営と不正受給の防止・自立の支援等に取組んでいる。生活困窮者の相談支援については、87件の相談があり、その支援等について対応した。保護費の支給業務については、49件の申請があり、資産等の関係先調査や扶養調査を実施し、42件が保護開始された。被保護者については、高齢者・障害者・傷病者・母子・その他の世帯のケースの援助方針に応じた訪問調査を実施し、述べ944件の家庭訪問、医療機関や社会保険事務所等関係先訪問を実施し、関係機関との連携や実態把握、ケース援助に努め、月平均198世帯・237人の保護者に総額383,842千円の保護費を支給した。医療扶助の適正な実施については、嘱託医等の意見書の審査、レセプト点検を実施した。</p> <p>・「生活保護事業(保護費支給事業)」は被保護世帯の状況に応じ、生活扶助費・住宅扶助費・教育扶助費・介護扶助費・生業扶助費・葬祭扶助費・救護施設事務費等の決定をし、支給をおこなった。</p> <p>・「住宅手当緊急特別措置事業」は、手当支給世帯は13世帯で就職できた世帯は1世帯、住宅手当として1,427千円支給し、就労について支援を行った。</p> <p>・その他の事務事業として、行旅病人、行旅死亡人取扱事務が1件あった。また、放浪者扶助事業は救護者のいない旅行者に対し交通費の一部を支払い、平成23年度は9件あり4.5千円を支給した。</p>
-------------	--

8. 今後の課題と次年度の方針(案)

区分	今後の課題	次年度の方針(案)
施策全体	<p>・生活保護制度は、国の施策であり、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施が求められている。</p> <p>・核家族になって高齢者の単身世帯が増え扶養意識が変わってきている現状。</p>	<p>・民生委員や関係各課との連携を密にし、生活困窮者の実態把握に努めるとともに、相談や指導を行い適正に措置します。</p> <p>・被保護者世帯については、生活保護法及び保護基準に基づき、公平・適正な保護を行うとともに、被保護者世帯の実情に合わせ経済的に自立できるよう、就労支援や他の制度の活用などの指導・相談に努めます。</p>
基本事業	①相談体制の充実	専門知識をもった相談員を配置し、関係機関との連携を図りながら相談に応じます。
	②自立の支援	就労支援専門員を配置し、専門的な立場から実効性のある就労支援を行い、生活保護受給者の就労促進を図ります。
	③生活保護制度の認定とその準用	生活保護法及び保護基準に基づき、生活保護制度の適正な運用を図ります。